

国の動向

社会保障審議会福祉部会報告書からみる 地域共生社会の実現に向けた 福祉政策の方向性

■ はじめに——報告書の位置づけ

令和7年12月18日付で取りまとめられた本報告書は、社会保障審議会福祉部会における審議の成果として公表されたものであり、2040年を見据えた福祉政策の方向性を示す重要な提言です。人口減少と少子高齢化が同時に進行する中で、地域社会の構造や世帯の在り方が大きく変化し、福祉ニーズは量的にも質的にも拡大・複雑化しています。こうした背景を踏まえ、本報告書は、制度横断的かつ中長期的な視点から福祉提供体制の再構築を求めています。

■ 地域共生社会の深化と包括的支援体制

報告書の中心に据えられているのは、「地域共生社会」の一層の推進です。単身高齢世帯や高齢者のみ世帯の増加、生活困窮や社会的孤立の問題などにより、従来の対象者別・制度別の縦割り型支援では対応が難しい事例が増えています。そのため、市町村を基盤とする包括的支援体制を全ての地域で整備し、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に進めることが必要とされています。

また、福祉分野にとどまらず、医療、教育、就労、防災などの関係分野との連携を強化し、地域全体で支え合う体制を制度面から支える方向性が示されています。住民と支援関係機関が協働し、複合化した課題に切れ目なく対応できる仕組みづくりが重要であるとされています。

■ 身寄りのない高齢者等への対応強化

近年増加している「頼れる身寄りのない高齢者等」への支援も、大きな柱の一つです。入院や施設入所時の手続き支援、日常的な金銭管理、死後事務など、家族による支援を前提としてきた分野において、新たな支援の仕組みを整備する必要性が指摘されています。

報告書では、これらの支援を新たな第二種社会福祉事業として位置付けることが提案されています。社会福祉法人等が一定の基準の下で適正に事業を実施できるよう制度的枠組みを整えることで、支援の空白を埋めることが期待されています。併せて、権利擁護支援や関係機関との調整を担う中核的機能の明確化も検討課題とされており、地域における総合調整機能の強化が求められています。

■社会福祉法人の役割と連携の強化

人口減少が進む地域では、単独の法人だけで多様なニーズに応えることが難しくなることも想定されます。このため、法人間の連携や機能分担を進め、地域全体としてサービス提供体制を維持・強化する方向性が示されています。

社会福祉法人が保有する資産の有効活用や、地域の実情に応じた柔軟な事業展開を可能とする制度の見直しも論点とされています。地域に根差した社会福祉法人が、これまで以上に中核的な役割を果たすことが期待されています。

■災害時における福祉支援体制の整備

近年の大規模災害の頻発を踏まえ、災害時の福祉的支援体制の整備も重要なテーマとなっています。災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化や、平時からの研修・訓練の充実、市町村地域福祉計画への災害対応の明記など、制度面での整備を進める方向性が示されました。

高齢者や障害者など要配慮者の生活を守るためには、福祉分野と防災分野が連携し、平時から顔の見える関係を構築しておくことが不可欠です。本報告書は、その体制整備を政策的に後押しする内容となっています。

■福祉人材の確保

福祉サービスの持続可能性を左右する福祉人材の確保も、重要な課題として整理されています。生産年齢人口の減少により担い手不足が一層深刻化する中、都道府県を中心とした人材確保のための連携体制の構築、多様な人材の参入促進、業務効率化やICT活用の推進など、多面的な対策が求められています。

さらに、専門性の高い中核的人材の育成や、外国人材の受入環境整備など、質と量の両面からの取り組みが必要とされています。単なる人員確保にとどまらず、働き続けられる環境づくりが重視されています。

■おわりに——現場への影響と今後の展望

本報告書は、今後、厚生労働省における法改正や制度見直しの基礎となるものです。地域共生社会の理念を実効性ある制度へと具体化する過程において、社会福祉法人や医療・福祉施設の果たす役割はますます大きくなります。

全国福祉医療施設協議会の会員施設にとっても、本報告書で示された方向性は、経営や事業運営に関係する重要な内容です。地域の実情を踏まえた実践を重ねながら、持続可能な福祉提供体制の構築に向けて主体的に取り組んでいくことが求められています。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協力を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備

- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力的な**団体を委嘱できる仕組みの創設**

※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大

- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**

福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業を実施**

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化**
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける**

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・ 地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能とする**

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・ 地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・ 社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・ 包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・ 市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・ **災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・ 派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・ 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・ テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・ 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・ **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について**、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・ **介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・ 小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・ **准介護福祉士制度について**、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**